

第11回適合性審査の流れ

審査前事業者説明会 (IPA)

審査申請受付開始

申請締切

審査

審査結果通知

外部公表(IPA)

- ① 2024年10月25日 (金) 15:00～16:00
- ② 2024年10月30日 (水) 15:00～16:00

2024年11月20日 (水) 正午 開始

1. IPAのサイト上に設置の「申請窓口」(審査事務局)へアクセス
※「申請窓口」は申請受付期間にのみアクセスが可能です。
1. 窓口案内を確認の上、申請を希望する旨をメールにて連絡
2. 審査事務局サイト上にある審査申請書をダウンロードし作成
3. 審査事務局からの案内に従い書類一式をアップロード

2024年12月10日 (火) 正午 締切

令和6年度 お助け隊サービス審査登録機関 審査事務局
NPO法人 日本ネットワークセキュリティ協会

- 審査にかかる期間は申請サービスによって異なります。
- 審査事務局は審査の進捗状況などのご質問には一切お答えできません。
- 審査事務局は申請事業者に対し申請内容の確認を行う場合があります。
- 審査結果は申請事業者へメールにて通知されます。

結果通知時期の目安 (2025年2月下旬)

適合が認められたサービスは「サイバーセキュリティお助け隊サービス」としてIPAのサイト上で公表されます。



審査申請書について

- 申請受付期間内に申請窓口のサイトよりダウンロードの上ご使用ください。

審査申請書見本

審査申請書は各審査回ごとに用意されたものをご使用下さい。

同DLファイル内の記入例を参照し、全項目を記入して下さい。

＜審査申請書の構成＞

- 1頁目 基本情報記入欄
- 2頁目 サービス基準要件の項目欄
* 要件に対応する関連資料提示し、記載箇所を示すこと。

様式1

第7回申請用		第7回サイバーセキュリティお助け隊サービス審査申請書	
独立行政法人情報処理推進機構 設 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 設			
以下の事項を箇条し、以下の書面を申し込みます。 ○以下が定める事項を遵守します。 ・「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準（1.2版）」 ・「サイバーセキュリティお助け隊サービスマーク使用規約」 ※それぞれ< https://www.jpas.go.jp/secure/eme/otasuketai-about.html >に掲載 ○本申請に記載した内容は事実と相違ありません。 ○本申請内容についての照会には、随時かつ迅速に対応します。 ○IPAからの要請に応じて、お助け隊サービス事業者同等の情報共有に協力することに同意し、少なくともアラートの統計情報の提供に応じます。			
審査区分		※事務局記入 認定番号・第 ー 号	
(該当欄にイ)		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 (登録番号第 ー)	
*登録サービスの更新・更新を申請する場合は、「変更」または「更新」を選択して取得済みの登録番号を記入して下さい。			
提出日 年 月 日			
申込者			
法人番号 (前記付随のもの)			
会社名			
住所	〒		
代表者氏名			
ホームページURL			
担当者 (実際に申請内容に関して連絡をとれる方を記入)			
氏名	フリガナ		
所属部署・役職	部署	役職	
TEL			
FAX			
E-mail			
申請サービス (一つの申請書につき一つのサービスとします。複数のサービスを申請する場合は申請書をサービスごとに分けて作成してください。)			
サービス名称 (注1)			
サービスページURL			
サービス形態	<input type="checkbox"/> ネットワーク監視型 <input type="checkbox"/> 端末監視型 <input type="checkbox"/> 併用型 (ネットワーク監視型と端末監視型の併用)		
サービス地域 (注2)			
サービス提供価格 (別紙を) ①			
ネットワーク監視型	月額費用		初期費用 (内訳)
端末監視型	月額費用		初期費用

・申請にあたっては、以下の項目を明記した内容の書類の提出が必要です。

A <対客用資料一式>

- * 実施主体名にて作成されていること
- * 基準要件項目が明確に記載された内容であること
- 【監視型・対象地域・価格・保険・窓口・最低契約年数 等】

- ・サービス説明書（商品概要書）
- ・サービス商品のパンフレット
- ・サービス仕様書・サービス規約／約款（契約条文型）
- ・インシデント発生時の対応に関する説明資料

審査申請書

- * 審査事務局のサイトからダウンロード
- [審査対象サービス1件につき1申請書が必要]

B <審査用・一般 その①> 実施主体

- ・実施主体の会社案内（対外的な資料）、事業案内
- ・実施部門の事業内容及び責任者氏名
（サービス提供部署がどこに所属しているかを明確に）
- ・サービス提供部署の運営体制
（サービスに従事する人員数 等）

C <審査用・一般 その②> 実施体制

- ・パートナー会社 コンソーシアム体制図
- * 担当部署・担当責任者・役割を明確に記載
- ・サービス提供のフロー図
- ・サービス対象地域でのフォローアップ体制について
（駆け付け対応を行う管轄営業所や委託先などの窓口体制・保有人員 等）

D <審査用・サービス関連添付書類>

- * 事実を担保するものであること

- ・保険契約書（写し）（又は、加入が証明できるもの）
- ・監視機器等の製品仕様書（メーカー・型番・製造国 等）

E <審査用・事業性>

- ・提供実績レポート * 監視サービスの具体的な内容を記載
（非公開扱いとし、具体的な取引先名等を記載すること）
- ・法人登記簿（全履歴事項あり・写し）
公的機関から発行された事業認可等の証（写し）
- ・有価証券報告書 財務関連書類（納税証明書 等）
決算報告書（監査人名あり）* 直近の1期分

・以下の点にご注意いただき申請をお願いいたします。

- ◆ 1 サービスで提供される監視ツール、監視機器は特定の型番に限定されます。同一シリーズ等、複数の型番での一括申請は認められません。1 サービスごとに1 申請（1 申請書）が必要です。
- ◆ 審査の結果、適合と認められたサービスについては、原則として審査申請書に記載されたサービス名称、サービス対象地域で初期登録をいたします。サービス基準の要件に該当しないものであっても、サービス展開前の変更については再申請となる場合があります。補足①
- ◆ 審査申請書のフォーマットを改変することは厳にこれを禁じます。
- ◆ **WEBサイト等のURLを提示することによる資料の提出は認められません。**
- ◆ 書類はA4を定型とし、記載内容が目視確認できるサイズに整えたものをご提出ください。補足②
- ◆ 仕様書に記載された各サービス要件と契約関連書類との間に整合性が認められない場合には、サービス基準の要件を充足していないと判断されることがあります。
- ◆ お助け隊サービスと、お助け隊サービスに含まれない別サービス（オプションなど）が明確に区別されている資料でご提出ください。なお、その対象範囲が不明確な場合はサービス基準の要件を充足していないと判断されることがあります。
- ◆ 対客用の各種資料は、実際のサービス展開時に使用されるものをご提出ください。補足③
- ◆ IPA、並びに審査事務局は申請書類の作成や、基準適合性の可否に関するご相談には応じることはできません。

補足① サービス展開後に発生した変更等への対応については、お助け隊サービスへ登録後に別途ご案内いたします。

補足② デフォルトが印刷物や変型判など、また、大判での図式資料（組織図等）については、これに限定しません。

補足③ 審査時に提出されたサービス仕様書や規約関連の書類を安易に変更することは認められません。